

熊谷スマートシティ推進支援等業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、熊谷スマートシティ推進支援等業務委託を実施するに当たり、当業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 名称：熊谷スマートシティ推進支援等業務委託

(2) 目的：本業務は、熊谷スマートシティの推進を図るため、市民参画とデータ活用による「やさしい未来発見都市 熊谷」の実現に向け、熊谷スマートシティ推進協議会（以下、「協議会」という。）の運営体制を支援し、得られた知見を本市の政策立案に生かすことを目的とする。

本市では、熊谷スマートシティが目指す「やさしい未来発見都市 熊谷」の実現に向けて、令和5年度に構築した「データ連携基盤」と、都市ポータルアプリ「クマぶら」を始めとする複数サービス間の連携を図りつつ、ユーザーのオプトイン（提供同意）により取得する各種データの活用・分析を通して、サービスの改善を図っていきたいと考えている。更に、市民生活の利便性向上のため、コモンデータ※の蓄積・更新と市民参画の好循環を生み出す体制づくりを進める。

そのために、本業務により協議会及び協議会の各部会、並びにアーキテクト会議が機能的かつ適切に役割分担できるよう、運営及び連絡調整に対する適切な支援体制を整え、更には得られた知見を整理・改善、構造化し、本市の今後のスマートシティ政策に活かすことができる仕組みを確立する。

また、スマートシティに係る最新の情勢を踏まえた助言や調査等を実施し、協議会の事務局を兼ねる政策調査課の業務を適切に支援し、円滑な業務運営を確立する。

※コモンデータ：熊谷スマートシティ推進協議会において、行政が提供するオープンデータ以外にも、民間から公共的な活用に向けて提供されるデータを含めて表現する場合に用いる用語。

(3) 内容

ア 部会等運営・連絡調整に関する支援業務

イ 補助金申請書等作成支援業務

ウ 協議会総会の運営・連絡調整に関する支援業務

エ 熊谷スマートシティ「シーンスケッチコンテスト」の運営支援業務

(4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 予算額

業務委託に要する費用の上限は、7,885,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル競争

5 参加資格

(1) プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

イ 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、第2項及び第3項の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 次の（ア）から（カ）までのいずれの場合にも該当しないこと。

（ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 平成31（令和元）年度から令和5年度までの間に、地方公共団体もしくは、地方公共団体を含む協議会等に本業務に類する業務の納入実績を有していること。

キ アの規定に関わらず、プロポーザル競争の実施に必要とされる場合において、資格者名簿の未登載の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

(ア) 概要書（参考様式1）

(イ) 使用印鑑届（参考様式2）

(ウ) 履歴事項全部証明書

(エ) 財務諸表（直近年度）

(オ) 直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(カ) 業務実績関係書類

(2) 協力連携事業者要件

単体の法人が本業務の提案をするにあたり、業務遂行の円滑かつ実現性の高い計画とするため、協力できる事業者との連携を行う場合は、5 参加資格に掲げる

(1) イからオの要件すべてを満たす事業者と連携することとする。

6 参加申込手続

ア プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までにデータ又は書面で次の書類を提出すること。

	必要書類（様式）	書面の場合の部数
ア	参加申込書（様式2）	1部
イ	会社等概要整理表（様式3及び事業について包括的に記載しているパンフレット等）	8部
ウ	業務実績調査書（様式4）	8部
エ	5(2)に該当する場合はその書類	1部

イ 提出期限 令和6年5月20日（月）17時まで

ウ 提出先 市長公室政策調査課（〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1）

エ 提出方法 メール、持参又は郵送により提出すること。

※ メールアドレス seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp
（“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。）

※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

7 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出する。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

※ 必要に応じて、電話により着信の確認をすることができる。

ア 質問期限 令和6年5月10日（金）15時まで

イ 提出先 市長公室政策調査課

電子メール seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。

ウ 回答方法 質問及び回答については熊谷市ホームページに掲載する。

エ 回答日 令和6年5月14日（火）

8 企画提案（プロポーザル）手続

ア 企画提案（プロポーザル）競争への参加資格が認められた者は、提出期限まで

にデータ又は書面で次の書類を提出すること。

	必要書類（様式）	書面の場合の部数
ア	企画提案書（表紙：様式5、内容は様式自由）	8部
イ	見積書（A4判様式任意）	8部
ウ	その他必要とする書類	8部

（ア）企画提案書（表紙：様式5、内容は様式自由、ただし30ページ以内とする）

8部（正本1部副本7部）

（イ）見積書（A4判様式任意）

8部（正本1部副本7部）

（ウ）その他必要とする書類

8部（正本1部副本7部）

イ 提出部数 書面の場合一式ごとにファイリングし、8部用意すること。

ウ 提出期限 令和6年5月27日（月）15時まで

エ 提出先 市長公室政策調査課（〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1）

オ 提出方法 メール、持参又は郵送により提出すること。

※ メールアドレス seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

（“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。）

※ 郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

9 企画提案書作成方法

企画提案書の構成は以下のとおりとし、表紙のほか、任意の様式で作成すること。

(1) 提案書の構成

ア 企画提案書表紙（様式5）

イ 企画提案書（様式自由） ※ただし、30ページ以内とする

（ア）実施体制、スケジュール、業務実績について

- ・本業務の実施にあたり必要な実施体制に関する考え方
- ・仕様書別表を踏まえた導入スケジュールの提案
- ・業務実績10件以内

（イ）部会等運営・連絡調整に関する支援業務の考え方・方法

（ウ）補助金申請書等作成支援業務の方法

- (工) 協議会総会の運営・連絡調整に関する支援の考え方・方法
- (オ) 熊谷スマートシティ「シーンスケッチコンテスト」の運営支援業務の方法
- (カ) その他有益な提案
- ウ 業務工程表(様式6)
- エ 業務従事者実績調書(様式7)
- オ 業務実施体制及び体制図(様式8)
- カ その他必要に応じて資料を添付

10 審査方法

本要領、仕様書等に基づき、企画提案書等について、以下の方法により審査を行う。

(1) 参加資格審査

ア 審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社等概要整理表及び業務実績調査について、政策調査課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

イ 通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通知」を行う。なお、一次審査で各条件を満たしていなかった者、また二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

(2) 企画提案(プロポーザル)審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷スマートシティ推進支援等業務委託プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が審査を行う。

ア 審査方法

(ア) 日 時 令和6年6月4日(火)

(「二次審査に関する通知」により別途通知する。)

(イ) 場 所 熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市役所3階会議室303(予定)

(ウ) 持ち時間 各者30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑・応答10分以内)

(エ) 内 容 提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。追加資料は不可とし、提案書の概要版の配布は可とする。

(オ) 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

イ 評価方法

(ア) 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出し、各委員の評価点を合計して合計評価点とする。

(イ) 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお、最高点を得た者が2者以上ある場合は、「部会等運営・連絡調整に関する支援」の点数が最も高い者を候補者とする。更に同点の場合、「協議会総会の運営・連絡調整に関する支援業務」の点数の最も高い者を契約候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者として特定する。

(ウ) 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目		配点
実施体制、スケジュール、業務実績		10点
部会等運営・連絡調整に関する支援業務		20点
補助金申請書等作成支援業務		10点
協議会総会の運営・連絡調整に関する支援業務		20点
熊谷スマートシティ「シーンスケッチコンテスト」の運営支援業務		10点
その他有益な提案		10点
提案価格	$\frac{20点 \times \text{最低提案価格}}{\text{提案価格}}$	
合 計		100点

(エ) 評価点の考え方（提案価格以外）

各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、最も優れた提案をした1者のみに満点を付し、それに比較して他者には2点以上減点した点数を付す。

（他者の点数は同点数可）

なお、参加者が1者の場合は、上記にかかわらず、評価採点基準項目ごとに、当該提案に対し相当と認める点数を付することとする。

(オ) 最低基準点の設定

最低基準点については、合計評価点が6割以上とする。ただし、1者のみ応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の6割とする。

(カ) プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

ウ その他

機器等必要な場合は以下のとおりとする。

(ア) パソコン等は提案者が用意すること。

(イ) プロジェクター（HDMI 接続）及びスクリーンは市が用意する。

1.1 選定結果

(1) 通知方法 プロポーザル競争参加者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和6年6月10日（月）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を熊谷市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称 ※申込順

ウ 全提案者の評価点 ※得点順

エ 契約候補者の選定理由

オ 熊谷スマートシティ推進支援等業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

1.2 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

1.3 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 提案書の提出は、1者1案とする。

14 情報公開及び提供

プロポーザル競争における契約候補者選定の過程等の透明性を確保するため、プロポーザル競争の実施に関する情報を以下に基づき公開及び提供するものとする。

ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は選定後の公開とする。

- (1) 熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定に基づき公開する。
- (2) 契約候補者選定に影響を及ぼさないよう行う。
- (3) 提案者の正当な利益を害さないよう行う。
- (4) 選定結果の公表は、次の内容を標準とする。

ただし、提案者が2者の場合は、評価点の公表は契約候補者のみとする。

- ① 契約候補者の名称
 - ② 全提案者の名称 ※ 申込順
 - ③ 全提案者の評価点 ※ 得点順
 - ④ 契約候補者の選定理由
 - ⑤ プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由
- (5) 各号に掲げるもののほか、市ホームページ等を活用し情報提供するよう努める。
 - ① 契約候補者選定前
実施要領
 - ② 契約候補者選定後
プロポーザル審査委員会設置要綱

15 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、

やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに市に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示し、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

16 日程

令和6年4月30日（火）実施公告及び参加申込及び質問受付開始

5月10日（金）質問締切（15時まで）

5月14日（火）質問に対する回答日

5月20日（月）参加申込及び参加資格審査提出書類提出締切

5月22日（水）参加資格審査結果通知

5月27日（月）企画提案（プロポーザル）審査提出書類提出締切

6月4日（火）プレゼンテーション審査

6月10日（月）選定結果通知

17 問合せ先

熊谷市市長公室政策調査課 担当：小田嶋

住 所：〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話：048-524-1111（内線316）

FAX：048-525-9222

電子メール：seisakuchosa アットマーク city.kumagaya.lg.jp

※ “アットマーク” 部分は「@」に置き換えてください。